

# 世界港湾会議 2025 における神戸港 PR ブース設計・施工業務 実施要領（公募型プロポーザル）

## 1 案件名称

世界港湾会議 2025 における神戸港 PR ブース設計・施工業務

## 2 業務内容に関する事項

### (1) 事業目的と概要

2025 年 10 月 7 日～9 日に開催される世界港湾会議 2025 のメイン会場（ホテルオークラ神戸）内に神戸港として PR ブースを出展する。その PR ブースのデザイン提案、展示物制作、設営工事、撤収業務を行うもの。なお、展示する主な資料（映像データ、画像データ等）は神戸市から無償で提供するため、その資料を魅力的に展示するデザインを提案すること。

### (2) 業務内容

神戸港 PR ブースにかかる以下の一切の業務

- ・デザイン提案
- ・展示物制作
- ・設営工事
- ・撤収業務

（詳細は別紙「仕様書」のとおり）

### (3) 事業規模（契約上限額）

金 3,700,000 円（消費税・地方消費税含む）

### (4) 契約期間

契約締結日の翌日から 2025 年 10 月 31 日まで

### (5) 履行場所

ホテルオークラ神戸

### (6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

### (7) 市側から提供する資料、貸与品等

ブースに展示する映像及び画像データ等を無償で提供する。  
詳細は別紙「仕様書」のとおり。

## 3 契約に関する事項

### (1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

### (2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

### (3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

### (4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

## 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

- (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

## 5 スケジュール

|                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| (1) 公募開始            | 2025 年 6 月 25 日     |
| (2) 質問受付締切          | 2025 年 7 月 9 日      |
| (3) 参加申請期限          | 2025 年 7 月 9 日      |
| (4) 質問に対する回答        | 2025 年 7 月 11 日     |
| (5) 企画提案書等の提出期限     | 2025 年 8 月 8 日      |
| (6) 選定結果通知          | 2025 年 8 月 22 日（予定） |
| (7) 契約締結・事業開始       | 2025 年 8 月下旬（予定）    |
| (8) 事業完了（事業報告書提出含む） | 2025 年 10 月 31 日    |

## 6 応募手続き等に関する事項

- (1) 参加申請手続き
  - ア 受付期間 2025 年 6 月 25 日から 2025 年 7 月 9 日 17 時 00 分まで
  - イ 申請方法 以下の内容を電子メールにより連絡すること。
    - ・ 件名：神戸港 PR ブース設計・施工業務 参加申請
    - ・ 本文：事業者名、本社所在地住所、代表者氏名、担当者氏名・連絡先（電話番号、メールアドレス）
  - ウ 連絡先 kobeport@city.kobe.lg.jp（神戸市港湾局振興課）
- (2) 質問の受付
  - ア 受付期間 2025 年 6 月 25 日から 2025 年 7 月 9 日 17 時 00 分まで
  - イ 提出方法 別紙「質問票」（様式 1）に記載し、Eメールにより提出すること
  - ウ 提出先 kobeport@city.kobe.lg.jp（神戸市港湾局振興課）
  - エ 回答 参加者全者に対して、2025 年 7 月 11 日に Eメールにより回答する。
- (3) 企画提案書等の提出
  - ①提出書類
    - 応募申請書（様式 2）
    - 添付書類
      - ・ 会社概要（様式自由）
      - ・ 共同企業体参加届出書（様式 3）※必要な場合
      - ・ 誓約書（様式 4）
      - ・ 企画提案書（様式自由）
  - ②企画提案書の概要
    - ア 企画提案書は、A 4 版とし、様式は自由とする。
    - イ 企画提案書の枚数は、表紙・目次を除き 20 ページ以内とする。
    - ウ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
      - ・ 提案（デザイン）のセールスポイント
      - ・ 業務計画
      - ・ 本業務にかかる実施体制・支援体制
      - ・ 平面図、立体図、イメージ図など
      - ・ 提案見積と積算根拠

エ 事業者名を記載した企画提案書（以下「正本」という。）と、事業者名を伏せた企画提案書（以下「副本」という。）の2種を作成・提出すること。

③受付期間

2025年6月25日から2025年8月8日17時00分まで

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時

④提出部数

ア 応募申請書 ※企画提案書を除く  
紙1部および電子データ（PDFデータ）

イ 企画提案書  
正本：紙資料2部および電子データ（PDF）  
副本：紙資料8部および電子データ（PDF）

⑤提出場所 「8（2）」に記載のとおり

7 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、以下に示す観点から、公平かつ総合的に実施するものとする。

| 評価項目   |  | 評価基準  | 配点   |
|--------|--|---|------|
| 企画提案内容 | 工程の計画性、実施手順の妥当性                            | 神戸市との各種打合せ・協議を前提に、工程が計画的に組み立てられており、実施手順は妥当であるか。             | 20点  |
|        | デザイン・制作物の的確性、具体性、実現性、妥当性                   | 仕様書に記載の「デザイン・レイアウトの基本方針」に沿っており、的確かつ具体的か。                    | 10点  |
|        |  | 会場等の諸条件を踏まえていて実現可能かつ妥当か。                                    | 10点  |
|        |  | 来場者の興味関心を惹くことができるか。   | 10点  |
|        |  | 市からの提供資料を十分に活かし、魅力的に見せるデザインとなっているか。                         | 10点  |
|        | 実施体制                                       | 本業務を確実に遂行するために、管理責任者及び担当者が十分に配置されているか。神戸市との調整窓口体制が確保されているか。 | 20点  |
| 見積金額   | （全応募者のうち最も低い見積価格/当該応募者の見積価格）×10点（小数点以下切捨て） | 10点   |      |
| その他    | 地元加点                                       | 地元企業※1（加点10点）または準地元企業※2（加点5点）であるか。                          | 10点  |
| 合計     |  |   | 100点 |

※1：本店を神戸市内に有する者。

※2：本店が神戸市内にないが、営業中の支店・営業所が市内に有する者。なお、「営業中の支店・営業所」とは、支店等としての形態を整えていること、及び、常時業務活動を行っていることを条件とする。詳細は以下のHPを参照

<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/www/kobe/contents/1002010036147/index.html>

(2) 選定方法

ア 本市職員で構成する本業務委託予定先事業者選定委員会（以下「選定委員会」という）において、選定委員が「(1) 評価基準」に沿って企画提案書の審査を行う。

イ 審査は書面により行い、応募者によるプレゼンテーション等の機会は設けない。

ウ 審査の結果、各委員の点数の平均点（＝評価点）が最も高い応募者を、委託候補

者とする。なお、評価点が 60 点に満たない等で、委託予定先を選定することが適当でないと選定委員会が判断した場合は、委託予定先を選定しない。

エ 評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、くじ引きにより決定する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

## 8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第 10 条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒650-0046 神戸市中央区港島中町 4-1-1 ポートアイランドビル 2 階  
神戸市港湾局振興課（電話番号：078-595-6283・Email：kobeport@city.kobe.lg.jp）